熊本県	西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社ＮＴＴネオメイト、株式会社ＮＴＴマーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ドコモサービス九州株式会社、ドコモエンジニアリング九州株式会社、ドコモアイ九州株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州及び医療法人創起会くまもと森都総合病院
大分県	西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社ＮＴＴネオメイト、株式会社ＮＴＴマーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ドコモサービス九州株式会社、ドコモエンジニアリング九州株式会社、ドコモアイ九州株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州
宮崎県	西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社ＮＴＴネオメイト、株式会社ＮＴＴマーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ドコモサービス九州株式会社、ドコモエンジニアリング九州株式会社、ドコモアイ九州株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州
鹿児島県	西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社ＮＴＴネオメイト、株式会社ＮＴＴマーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ドコモサービス九州株式会社、ドコモエンジニアリング九州株式会社、ドコモアイ九州株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州
沖縄県	西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社ＮＴＴネオメイト、株式会社ＮＴＴマーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ドコモサービス九州株式会社、ドコモエンジニアリング九州株式会社、ドコモアイ九州株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡウイングス乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成26年３月16日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日立物流労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月19日午前０時以降、同組合の組合員が従事する株式会社日立物流の全職場（北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県及び宮崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、運営体の移行に際しての賃金等の要求に関して、平成26年３月10日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設及び社会保険桜ヶ丘総合病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険熊本総合病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤医会支部から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

埼玉県	みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田
千葉県	東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸診療所歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、けやき天王台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、松戸なのはな訪問看護ステーション、野田南部訪問看護ステーションそよかぜ、わかくさ訪問看護ステーション及び柏豊四季訪問看護ステーション
東京都	代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション及びはたがや協立診療所